

あま市本庁舎検討委員会要綱

(設置)

第1条 市の本庁舎のあり方を検討するため、あま市本庁舎検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本庁舎のあり方に関し必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事項が完了するまでの期間とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、初回の会議については、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定は、前条の規定に基づき委員会に出席した者について準用する。
(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

あま市本庁舎検討委員会傍聴取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あま市本庁舎検討委員会(以下「委員会」という。)の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴は先着順に受付する。

2 委員会の会議(以下「会議」という。)を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

(傍聴席の定員)

第3条 会議の傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) ラジオ、拡声器、無線機、録音機、写真機、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
 - (7) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 他人に迷惑となる行為をしないこと。

- (7) 携帯電話等の電源を切っておくこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか傍聴に関し必要な事項は、委員会の会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年10月24日から施行する。